



平成 18 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社だいこう証券ビジネス
代表者名 代表取締役社長 竹 内 透
(コード番号：8692 東証・大証 第1部)
問合せ先 執行役員企画開発部長 風 神 浩 三
(電 話 番 号：03-3666-9169)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 30 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 50 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、変更案第 4 条(機関)を新設するものであります。
 - ② 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第 8 条(株券の発行)を新設するものであります。
 - ③ 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株式の管理の効率化を図るため、変更案第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
 - ④ 「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) 第 94 条および第 133 条第 3 項ならびに「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号) 第 161 条第 4 項および第 162 条第 4 項の規定に従い、株主総会参考書類等の一部につき、インターネット開示をもって株主のみなさまに提供したものとみなす対応ができるよう、変更案第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - ⑤ 会社法第 310 条第 5 項の規定に従い、株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、現行定款第 14 条(議決権の代理行使) 第 1 項を変更案第 19 条(議決権の代理行使) 第 1 項のとおりとするものであります。
 - ⑥ 会社法第 370 条の規定に従い、取締役会の機動的かつ効率的な運営を図るため、法令の定める要件を充たす場合に取締役会を開催せずに取締役会決議があったものとみなすことができるよう、変更案第 29 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
 - ⑦ 会社法第 426 条第 1 項の規定に従い、取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができるようにするため、変更案第 32 条(取締役の責任免除) 第 1 項および変更案第 40 条(監

査役の責任免除）第1項を新設するものであります。

また、会社法第427条第1項の規定に従い、社外取締役および社外監査役の招聘を容易にするため、社外取締役、社外監査役との間で責任限定契約を締結できるよう、変更案第32条（取締役の責任免除）第2項および変更案第40条（監査役の責任免除）第2項を新設するものであります。

なお、変更案第32条の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

⑧ 上記のほか、会社法の文言に合わせた定款文言の変更、引用条文の変更など所要の変更を行うものであります。

(2) 上記各変更に伴う条数の変更および一部表現等の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
(1) <u>株式の名義書換代理</u> およびその他の株式事務の代理	(1) <u>株主名簿の管理</u> およびその他の株式事務の代理
(2) } ・ } ・ } ・ } (17) }	(2) } ・ } ・ } ・ } (17) }
(条文省略)	(現行どおり)
(新 設)	(機 関)
	第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u>
	<u>(1) 取締役会</u>
	<u>(2) 監査役</u>
	<u>(3) 監査役会</u>
	<u>(4) 会計監査人</u>
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 <u>当社の公告は、電子公告により行う。</u> ただし、 <u>電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは</u> 、日本経済新聞に掲載して行う。	第5条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。</u> ただし、 <u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u> 、日本経済新聞に掲載して行う。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株式の総数) 第 5 条 当社が<u>発行する株式の総数</u>は、6,624 万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の<u>1 単元の株式の数</u>は、100 株とする。 2 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式</u> (以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第 8 条 当社の<u>単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第 9 条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、6,624 万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第 7 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(株券の発行) 第 8 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の<u>単元株式数</u>は、100 株とする。 2 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利) 第 10 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し) 第 11 条 当社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第 12 条 当社の株式に関する<u>取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第 10 条</u> 当社は、毎決算期の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主をもつて、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。なお、4 月 1 日から定時株主総会までに発行された株式について、当社はあらかじめその旨を公告することで、当該株式発行日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をその株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。</p> <p>2 前項その他本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第 11 条</u> 定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から 3 カ月以内に招集する。</u></p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、臨時株主総会を随時招集する。</p> <p>3 株主総会は、本店所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都中央区もしくはこれに隣接する地において招集することができる。</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p>(招集者および議長)</p> <p><u>第 12 条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p style="text-align: center;">〈削 除〉</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第 13 条</u> 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">〈削 除〉</p> <p style="text-align: center;">〈削 除〉</p> <p>(開催場所)</p> <p><u>第 14 条</u> 当社は、東京都または大阪府で株主総会を開催する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第 15 条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p><u>第 16 条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 17 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数を<u>もつてこれを行う。</u></p> <p>2 商法第 343 条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上を<u>もつてこれを行う。</u></u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主<u>またはその法定代理人は、当会社の議決権を行使できる他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を<u>証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 15 条 株主総会の議事については、<u>議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役が記名押印して当会社に保存する。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 18 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を<u>もつて行う。</u></u></p> <p>2 <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上を<u>もつて行う。</u></u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を<u>証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">〈削 除〉</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>(定 員)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>(選 任)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>2 <u>前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を<u>もつてこれを行う。</u></u></u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任 期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>2 <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、<u>他の現任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u></u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議により<u>代表取締役を定める。</u></p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(定 員)</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を<u>もつて行う。</u></u></u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない<u>ものとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって<u>代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(相談役および顧問) 第21条 取締役会は、その決議により相談役および顧問を置くことができる。</p> <p>(取締役会の権限) 第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程) 第25条 (条文省略)</p> <p>(報 酬) 第26条 取締役の報酬は、株主総会の決議により、これを定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(相談役および顧問) 第25条 取締役会は、その決議によって相談役および顧問を置くことができる。</p> <p>(取締役会の権限) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第28条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第29条 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程) 第30条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(定 員) 第27条 (条文省略)</p> <p>(選 任) 第28条 (条文省略) 2 前項の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を<u>もってこれを</u>行う。</p> <p>(任 期) 第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の<u>ときまで</u>とする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべきときまで</u>とする。</p> <p>(常勤監査役および常任監査役) 第30条 監査役は、その<u>互選により</u>常勤監査役を定める。 2 監査役は、その<u>互選により</u>常任監査役を定めることができる。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対し発する。ただし、緊急のときは、<u>これを短縮</u>することができる。</p> <p>(監査役会規程) 第32条 (条文省略)</p> <p>(報 酬) 第33条 監査役の報酬は、株主総会の決議に<u>よ</u>り、これを定める。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(定 員) 第 33条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第 34条 (現行どおり) 2 <u>監査役</u>の選任決議は、<u>議決権を行使</u>することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を<u>もって</u>行う。</p> <p>(任 期) 第 35条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。 2 <u>任期の満了前に退任した監査役</u>の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する<u>時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役および常任監査役) 第 36条 監査役会は、その<u>決議によって</u>常勤の監査役を選定する。 2 <u>監査役会</u>は、その<u>決議によって</u>常任監査役を定めることができる。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前<u>ま</u>でに各監査役に対して発する。ただし、緊急の<u>必要がある</u>ときは、<u>この期間</u>を短縮することができる。</p> <p>(監査役会規程) 第 38条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 39条 監査役の報酬<u>等</u>は、株主総会の決議に<u>よ</u>って定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第34条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日をもって決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第35条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>中間配当金として金銭の分配を行うことができる。</u></p> <p>(利益配当金等の除斥)</p> <p>第37条 <u>利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れる。</u></p>	<p>(監査役の実任免除)</p> <p>第40条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を<u>基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第44条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日(木曜日)

以 上